

○東京藝術大学職員給与規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 改正 | 平成17年4月1日 | 平成17年7月21日 |
| | 平成17年12月15日 | 平成18年3月31日 |
| | 平成19年3月28日 | 平成20年1月29日 |
| | 平成20年3月27日 | 平成20年10月17日 |
| | 平成20年12月22日 | 平成21年3月30日 |
| | 平成21年6月25日 | 平成21年12月1日 |
| | 平成22年3月30日 | 平成22年12月1日 |
| | 平成23年3月29日 | 平成23年7月8日 |
| | 平成24年3月30日 | 平成24年6月29日 |
| | 平成25年10月24日 | 平成25年12月19日 |
| | 平成26年3月27日 | 平成26年9月18日 |
| | 平成26年10月24日 | 平成26年11月20日 |
| | 平成27年3月19日 | 平成27年5月14日 |
| | 平成28年3月3日 | 平成28年3月24日 |
| | 平成28年10月27日 | 平成29年3月2日 |
| | 平成29年3月23日 | 平成30年3月15日 |
| | 平成31年3月20日 | 令和2年3月26日 |
| | 令和2年10月29日 | 令和3年3月18日 |
| | 令和4年6月23日 | 令和5年3月16日 |
| | 令和5年6月22日 | 令和5年10月26日 |

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

| 給与の種類 | 給与の計算期間 | 給与支給日 |
|--|--------------|--|
| (1)俸給 | 一の月の初日から末日まで | その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。） |
| (2)諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額 | | |

| | | |
|--|--------------|---|
| 教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当 | 一の月の初日から末日まで | 翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。） |
| 期末手当 勤勉手当 特別顕彰手当 | | 6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たる場合は、前日とする。） |
| 受託等業務手当 | | 学長が支給を決定した日の属する月の翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日にあたる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。） |
| 通勤手当 | | 支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。） |

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るとき

は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めたとき

勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表 (別表第1)

イ 一般職俸給表 (一)

ロ 一般職俸給表 (二)

(2) 教育職俸給表 (別表第2)

イ 教育職俸給表 (一)

ロ 教育職俸給表 (二)

(3) 医療職俸給表 (別表第3)

(4) 指定職俸給表 (別表第4)

(短時間勤務制職員の給与)

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員（以下「短時間勤務制職員」という。）の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当（俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。）、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその

者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。

4 職員は、60歳(用務員にあつては、63歳)に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

(1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京藝術大学安全管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 就業規則第54条第1項に定める職務限定職員については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院調整額)

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

| 勤務箇所 | 職員 | 調整数 |
|--------|--|-----|
| 大学院研究科 | (1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生(博士後期課程の学生に限る。)に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの | 3 |
| | (2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者 ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者 | 2 |
| | (3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者 | 1 |
| | (4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者 | |

3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表 (一)

| 職務の級 | 調整基本額 |
|------|-------|
|------|-------|

| | |
|----|---|
| 1級 | 9,000円。ただし、1号俸7,807円、2号俸7,902円、3号俸7,992円、4号俸8,082円、5号俸8,167円、6号俸8,280円、7号俸8,392円、8号俸8,505円、9号俸8,622円、10号俸8,748円、11号俸8,869円、12号俸8,991円 |
| 2級 | 10,500円。ただし、1号俸9,738円、2号俸9,841円、3号俸9,940円、4号俸10,039円、5号俸10,134円、6号俸10,228円、7号俸10,327円、8号俸10,422円 |
| 3級 | 11,900円 |
| 4級 | 12,700円 |
| 5級 | 15,000円 |
| 6級 | 16,300円 |

4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。

(1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合

(2) 外国出張、病気休暇及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた場合

5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。ただし、前項に規定する職員が次の表に掲げる職名に二以上該当する場合は、適用区分に応じた支給額のうち、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。

| 適用区分 | 支給額 | 職名 |
|------|----------|--|
| I種 | 130,000円 | 美術学部長、音楽学部長 |
| II種 | 100,000円 | 事務局長 |
| III種 | 80,000円 | 副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命 |
| IV種 | 60,000円 | 大学美術館長、演奏芸術センター長、社会連携センター長、国際芸術創造研究科長、藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長、学長特別補佐 |
| | 50,000円 | 企画総務課長、人事労務課長、財務会計課長、社会連携課長、学生課長、施設課長、美術学部事務長、音楽学部事務長、映像研究科事務長 |
| V種 | 40,000円 | 未来創造継承センター長、言語・音声トレーニングセンター長、芸術情報センター長、副学部長、大学美術館副館長、附属音楽高等学校副校長、附属図書館事務長、大学美術館事務長、千住校地事務センター事務長 |

3 前項に規定する管理職手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有するものに限る。）には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた人事院規則9-34（初任給調整手当）別表に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する人事院規則9-34（初任給調整手当）別表の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これら職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給するこれに相当するものと認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）に対して支給する。ただし、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

| 対象者 | 手当額 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|--|--|
| 第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） | 6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円） |
| 第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 1人につき10,000円 |
| 第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 | 6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円） |
| 第4号 満60歳以上の父母及び祖父母 | |
| 第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 | |
| 第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者） | |

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

| 都道府県 | 支給地域 | 支給割合 |
|------|------|---------|
| 茨城県 | 取手市 | 100分の17 |
| 東京都 | 特別区 | 100分の17 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 100分の17 |
| 奈良県 | 奈良市 | 100分の10 |

2 地域手当の月額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めるときは、第1項の規定にか

かわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

| 職員の区分 | 手当額 | |
|---|--|--|
| 第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。） | 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 | |
| | イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から16,000円を控除した額 |
| | ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 | 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額 |
| 第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に | 第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） | |

(通勤手当)

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外

の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあつては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

| 職員の区分 | 手当額 |
|---|---------|
| 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 | 2,000円 |
| 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 | 4,200円 |
| 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 7,100円 |
| 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 10,000円 |
| 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 12,900円 |
| 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 15,800円 |
| 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 18,700円 |
| 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 21,600円 |
| 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 24,400円 |
| 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 26,200円 |
| 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 28,000円 |
| 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 29,800円 |
| 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 31,600円 |

(3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を

使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京藝術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて人事院規則9-89（単身赴任手当）で定める額を加算した額）とする。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 生徒に対する緊急の補導業務
 - (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
 - (3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの
 - (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの
 - (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

| 業務の区分 | 手当額 |
|---------------|---|
| 前項第1号イの業務 | 3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額） |
| 前項第1号ロ及びハの業務 | 3,000円 |
| 前項第2号及び第3号の業務 | 1,700円 |
| 前項第4号の業務 | 1,200円 |
| 前項第5号の業務 | 900円 |

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- (1) 教務主任
- (2) 生徒指導主事
- (3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(主幹教諭手当)

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額は、8,000円とする。

(超過勤務手当)

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。)に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100)を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125)を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替(同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日の勤務を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。)に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(夜勤手当)

第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務

することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

| 適用区分 | | 支給額(実働時間が6時間を超える勤務) |
|---------------|----------|---------------------|
| 指定職俸給表適用職員 | | 18,000円(27,000円) |
| 管理職手当 適用職員 | I種適用職員 | 12,000円(18,000円) |
| | II種適用職員 | 10,000円(15,000円) |
| | III種適用職員 | 8,000円(12,000円) |
| | IV種適用職員 | 6,000円(9,000円) |
| | V種適用職員 | 4,000円(6,000円) |

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)で定める額

4 学長(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得

た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定管理職員」という。）及び次の表（3）に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、100分の120を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の100を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の62.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（4）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

| 俸給表 | 職務の級 | 加算割合 |
|-----------|--------------------|--|
| 一般職俸給表（一） | 8級以上 | 100分の20 |
| | 7級・6級 | 100分の15 |
| | 5級・4級 | 100分の10 |
| | 3級 | 100分の5 |
| 一般職俸給表（二） | 5級 | 100分の10 |
| | 4級・3級（別に定める職員に限る。） | 100分の5 |
| 教育職俸給表（一） | 6級 | 100分の20 |
| | 5級 | 100分の15（別に定める職員にあっては100分の20） |
| | 4級・3級 | 100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15） |
| | 2級（別に定める職員に限る。） | 100分の5 |
| 教育職俸給表（二） | 4級 | 100分の15 |
| | 3級 | 100分の10 |
| | 2級（別に定める職員に限る。） | 100分の5（別に定める職員にあっては100分の10） |
| 医療職俸給表 | 6級以上 | 100分の15 |
| | 5級・4級 | 100分の10 |
| | 3級・2級（別に定める職員に限る。） | 100分の5 |
| 指定職俸給表 | | 100分の20を超えない範囲で学長が定める割合 |

表（2）

| 俸給表 | 管理職手当の区分 | 職務の級 | 加算割合 |
|-----------|----------|------|---------|
| 一般職俸給表（一） | I種 | 7級以上 | 100分の25 |
| | II種 | | 100分の15 |
| 教育職俸給表（一） | I種 | 5級以上 | 100分の25 |
| | II種 | | 100分の15 |

| | | | |
|--------|----|------|---------|
| 医療職俸給表 | Ⅱ種 | 6級以上 | 100分の15 |
|--------|----|------|---------|

表（3）

| 俸給表 | 管理職手当の区分 | 職務の級 | 加算割合 |
|-----------|----------|-------|---------|
| 教育職俸給表（一） | Ⅲ種 | 5級・6級 | 100分の10 |
| 指定職俸給表 | | | 100分の25 |

表（4）

| 在職期間 | 割合 |
|----------|----------|
| 6月 | 100分の100 |
| 5月以上6月未満 | 100分の80 |
| 3月以上5月未満 | 100分の60 |
| 3月未満 | 100分の30 |

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号又は同条第3号から第9号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第14条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第

2号及び同条第3号の規定により解雇された職員

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定

管理職員にあっては、100分の115、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の100) を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

| 勤務期間 | 割合 |
|--------------|----------|
| 6月 | 100分の100 |
| 5月15日以上6月未満 | 100分の95 |
| 5月 以上5月15日未満 | 100分の90 |
| 4月15日以上5月未満 | 100分の80 |
| 4月 以上4月15日未満 | 100分の70 |
| 3月15日以上4月未満 | 100分の60 |
| 3月 以上3月15日未満 | 100分の50 |
| 2月15日以上3月未満 | 100分の40 |
| 2月 以上2月15日未満 | 100分の30 |
| 1月15日以上2月未満 | 100分の20 |
| 1月 以上1月15日未満 | 100分の15 |
| 15日 以上1月未満 | 100分の10 |
| 15日未満 | 100分の5 |
| 零 | 0 |

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項、同条第6項及び同条第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特別顕彰手当）

第37条の2 特別顕彰手当は、特に顕著な功績をあげ、本学に多大な貢献があった場合に、学長が別に定めるところにより支給することができる。

（受託等業務手当）

第37条の3 受託等業務手当は、外部資金事業の目的達成に資する業務を行う職員に対し、事業代表者の承認に基づき、学長が別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の手当の額は、50,000円以下とし、学長が決定する。

（義務教育等教員特別手当）

第38条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

（教職調整額）

第39条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第40条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(俸給表の切替)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

| 読み替えられる給与法の俸給表 | 読み替える本学の俸給表 |
|----------------|-------------|
| 行政職俸給表（一） | 一般職俸給表（一） |
| 行政職俸給表（二） | 一般職俸給表（二） |
| 教育職俸給表（一） | 教育職俸給表（一） |
| 教育職俸給表（二） | 教育職俸給表（二） |
| 医療職俸給表（三） | 医療職俸給表 |
| 指定職俸給表 | 指定職俸給表 |

(俸給の決定)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第2項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
(調整手当の異動保障)
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の3第2項第1号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第1項に規定する支給割合が100分の3の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第3項に規定する異動があったものとみなす。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた

職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を3年間から減じた残期間について、同法第11条の3に規定する支給割合による調整手当を支給する。

(大学院調整額の経過措置)

- 7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

- 5 削除

(大学院調整額に関する経過措置)

- 6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整

基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大学院調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ホ 再任用職員異動をした場合

- (4) 施行日以後に、東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平

成20年4月1日から施行する。

(俸給表等の改正に伴う特例措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則(第26条の2を除く。)が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。)附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。) 100分の99.76

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|-----|------|----|
|-----|------|----|

| | | |
|-----------|-----|---------------|
| 一般職俸給表（一） | 1 級 | 1 号俸から56号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から24号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 8 号俸まで |
| 一般職俸給表（二） | 1 級 | 1 号俸から68号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から32号俸まで |
| 教育職俸給表（一） | 1 級 | 1 号俸から48号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から32号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から12号俸まで |
| 教育職俸給表（二） | 1 級 | 1 号俸から52号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から32号俸まで |
| 医療職俸給表 | 1 級 | 1 号俸から56号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から40号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から16号俸まで |
| | 4 級 | 1 号俸から 4 号俸まで |

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の

者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第20条第1項 前各号に定める額

- ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

| 俸給表 | 職務の級 |
|-----------|------|
| 一般職俸給表（一） | 6級 |
| 教育職俸給表（一） | 5級 |
| 教育職俸給表（二） | 4級 |
| 医療職俸給表 | 6級 |

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則

第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年4月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
 - (1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.1
 - (2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。
 - (1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者
 - (4) 平成18年4月1日以降に平成17年改正規則附則第2項から第4項まで、平成21年改正規則附則第2項及び第4項、平成22年改正規則附則第7項及び第9項並びに前項及び次項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者
- 4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項、平成21年改正規則附則第4項の規定並びに平成22年改正規則附則第9項にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この項から第7項までにおいて「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条

の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第13項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

6 平成25年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

7 平成26年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（給与の特例）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、東京芸術大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号。以下「平成24年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成24年改正規則附則第2項及び第4項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 俸給表 | 職務の級又は号俸 | 割合 |
|-----------|----------|-----------|
| 一般職俸給表(一) | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
| | 7級以上 | 100分の9.77 |

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 一般職俸給表(二) | 3級以下 | 100分の4.77 |
| | 4級以上 | 100分の7.77 |
| 教育職俸給表(一) | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級及び4級 | 100分の7.77 |
| | 5級以上 | 100分の9.77 |
| 教育職俸給表(二) | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級以上 | 100分の7.77 |
| 医療職俸給表 | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
| | 7級 | 100分の9.77 |
| 指定職俸給表 | 全ての号俸 | 100分の9.77 |

- 3 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 職員給与規則第20条第1項から第7項まで又は第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 職員給与規則第20条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与規則第20条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規則第20条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項 第2項並びに第1号及び第2号に定める額に、同条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 職員給与規則第36条第5項前段 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、職員給与規則第20条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規則第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する

額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第1号から第4号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ハ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号ホ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

- 7 前6項に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に

掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、別に定める職員は除くものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（55歳以上減額支給措置の終了）
- 5 平成22年改正規則附則第2項の適用は、平成30年3月31日までの間とする。
- 6 平成22年改正規則附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 第2項から第5項までに定めるもののほか、この規則の改正に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下

「平成22年改正規則」という。)附則第2項の規程が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成23年規則第15号)附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成26年規則第69号)附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第7号。以下「平成27年改正規則」という。)附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成22年改正規則附則第2項に適用を受ける職員に対する、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、改正後の給与規則の規定(平成27年改正規則附則第2項から第4項の規定を含む。以下同じ。)より支給されるべき額が改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の総額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

| 対象者 | 手当額 |
|--|---------|
| 第1号 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) | 10,000円 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円） |
| 第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 | 1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円） |
| 第4号 満60歳以上の父母及び祖父母 | |
| 第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 | |
| 第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者） | |

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

| 対象者 | 手当額 |
|--|--------------|
| 第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） | 6,500円 |
| 第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 1人につき10,000円 |
| 第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 | 1人につき6,500円 |
| 第4号 満60歳以上の父母及び祖父母 | |
| 第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 | |
| 第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者） | |

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書は適用しない。

附 則

- この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- この規則は、平成31年3月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定及び第37条の3の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の130」とあるのは

「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」と、第37条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の120」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第37条第2項の規定の適用については第37条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規則は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)

2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 一般職俸給表(一)

(2) 一般職俸給表(二)

(3) 教育職俸給表(二)

(4) 医療職俸給表

3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。)により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。

4 就業規則第12条の2に規定する他の職への配置換(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。)をされた職員であつて、当該他の職への配置換をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円

に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。
- 6 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第6項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

イ 一般職俸給表（一）

| 職務の 級 号 俸 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 | 俸給月額 円 |
| 1 | 150,100 | 198,500 | 234,400 | 266,000 | 290,700 | 319,200 | 362,900 | 408,100 | 458,400 | 521,700 |
| 2 | 151,200 | 200,300 | 236,000 | 267,700 | 292,900 | 321,400 | 365,500 | 410,500 | 461,500 | 524,600 |
| 3 | 152,400 | 202,100 | 237,500 | 269,200 | 295,000 | 323,700 | 367,900 | 413,000 | 464,500 | 527,700 |
| 4 | 153,500 | 203,900 | 239,000 | 271,000 | 297,000 | 325,900 | 370,500 | 415,400 | 467,500 | 530,800 |
| 5 | 154,600 | 205,400 | 240,300 | 272,700 | 298,800 | 328,100 | 372,400 | 417,300 | 470,500 | 533,900 |
| 6 | 155,700 | 207,200 | 241,900 | 274,500 | 300,800 | 330,100 | 374,900 | 419,600 | 473,500 | 536,200 |
| 7 | 156,800 | 209,000 | 243,400 | 276,300 | 302,600 | 332,300 | 377,200 | 421,700 | 476,500 | 538,700 |
| 8 | 157,900 | 210,800 | 244,900 | 278,300 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 | 479,600 | 541,100 |
| 9 | 158,900 | 212,400 | 246,000 | 280,200 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 | 482,300 | 543,500 |
| 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 | 282,200 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 | 485,400 | 545,300 |
| 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 | 284,100 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 | 488,400 | 547,100 |
| 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 | 286,000 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 | 491,500 | 549,000 |
| 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 | 287,900 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 | 494,200 | 550,700 |
| 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 | 289,700 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 | 496,500 | 552,100 |
| 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 | 291,200 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 | 498,800 | 553,400 |
| 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 | 501,100 | 554,500 |
| 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 | 503,200 | 555,800 |
| 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 | 504,600 | 556,800 |
| 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 | 506,100 | 557,700 |
| 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 | 507,500 | 558,600 |
| 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 | 508,700 | 559,500 |
| 22 | 177,800 | 233,800 | 264,400 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 | 510,100 | |
| 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 | 511,600 | |
| 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 | 513,100 | |
| 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 | 514,200 | |
| 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 | 515,300 | |
| 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 | 516,500 | |
| 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 | 517,700 | |
| 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 | 518,700 | |
| 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 | 519,600 | |
| 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 | 520,500 | |
| 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 | 521,400 | |
| 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 | 522,200 | |
| 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 | 523,100 | |
| 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 | 523,800 | |
| 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 | 524,300 | |
| 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 | 525,000 | |
| 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | 525,600 | |

| | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 206,700 | 253,400 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 | 526,400 |
| 40 | 208,000 | 254,700 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 | 527,000 |
| 41 | 209,300 | 256,000 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 | 527,500 |
| 42 | 210,600 | 257,400 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 | |
| 43 | 211,900 | 258,600 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 | |
| 44 | 213,200 | 259,800 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 | |
| 45 | 214,300 | 260,900 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 | |
| 46 | 215,600 | 262,100 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 | | |
| 47 | 216,900 | 263,400 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 | | |
| 48 | 218,200 | 264,500 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 | | |
| 49 | 219,200 | 265,600 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 | | |
| 50 | 220,300 | 266,600 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 | | |
| 51 | 221,300 | 267,800 | 311,100 | 356,200 | 374,600 | 400,600 | 441,400 | | |
| 52 | 222,300 | 268,900 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 | | |
| 53 | 223,300 | 269,900 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 | | |
| 54 | 224,200 | 270,900 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 | | |
| 55 | 225,100 | 272,000 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 | | |
| 56 | 226,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 | | |
| 57 | 226,300 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 | | |
| 58 | 227,100 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 | | |
| 59 | 227,800 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 | | |
| 60 | 228,500 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 | | |
| 61 | 229,200 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 | | |
| 62 | 230,000 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 | | | |
| 63 | 230,700 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 | | | |
| 64 | 231,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 | | | |
| 65 | 231,900 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 | | | |
| 66 | 232,500 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 | | | |
| 67 | 233,100 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 | | | |
| 68 | 233,800 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 | | | |
| 69 | 234,500 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 | | | |
| 70 | 235,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 | | | |
| 71 | 235,600 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 | | | |
| 72 | 236,300 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 | | | |
| 73 | 237,000 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 | | | |
| 74 | 237,600 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 | | | |
| 75 | 238,200 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 | | | |
| 76 | 238,700 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 | | | |
| 77 | 239,300 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 | | | |
| 78 | 240,000 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 | | | |
| 79 | 240,700 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 | | | |
| 80 | 241,200 | 290,700 | 336,900 | 375,400 | 389,800 | 409,000 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|
| 81 | 241,700 | 290,900 | 337,300 | 375,900 | 390,000 | 409,200 | | | | |
| 82 | 242,300 | 291,100 | 337,800 | 376,500 | 390,300 | 409,500 | | | | |
| 83 | 242,900 | 291,500 | 338,300 | 377,000 | 390,600 | 409,800 | | | | |
| 84 | 243,400 | 291,800 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 | | | | |
| 85 | 243,900 | 292,100 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 | | | | |
| 86 | 244,500 | 292,400 | 339,500 | 378,200 | 391,300 | | | | | |
| 87 | 245,100 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,600 | | | | | |
| 88 | 245,600 | 293,100 | 340,400 | 379,000 | 391,800 | | | | | |
| 89 | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,400 | 392,000 | | | | | |
| 90 | 246,600 | 293,800 | 341,100 | 379,900 | 392,300 | | | | | |
| 91 | 246,900 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,600 | | | | | |
| 92 | 247,300 | 294,500 | 342,000 | 380,700 | 392,800 | | | | | |
| 93 | 247,600 | 294,700 | 342,200 | 381,000 | 393,000 | | | | | |
| 94 | | 294,900 | 342,600 | | | | | | | |
| 95 | | 295,200 | 343,100 | | | | | | | |
| 96 | | 295,600 | 343,500 | | | | | | | |
| 97 | | 295,800 | 343,700 | | | | | | | |
| 98 | | 296,100 | 344,100 | | | | | | | |
| 99 | | 296,500 | 344,500 | | | | | | | |
| 100 | | 296,900 | 344,800 | | | | | | | |
| 101 | | 297,100 | 345,100 | | | | | | | |
| 102 | | 297,400 | 345,500 | | | | | | | |
| 103 | | 297,800 | 345,900 | | | | | | | |
| 104 | | 298,100 | 346,300 | | | | | | | |
| 105 | | 298,300 | 346,800 | | | | | | | |
| 106 | | 298,600 | 347,200 | | | | | | | |
| 107 | | 299,000 | 347,600 | | | | | | | |
| 108 | | 299,300 | 348,000 | | | | | | | |
| 109 | | 299,500 | 348,500 | | | | | | | |
| 110 | | 299,900 | 348,900 | | | | | | | |
| 111 | | 300,300 | 349,200 | | | | | | | |
| 112 | | 300,600 | 349,500 | | | | | | | |
| 113 | | 300,800 | 350,000 | | | | | | | |
| 114 | | 301,000 | | | | | | | | |
| 115 | | 301,300 | | | | | | | | |
| 116 | | 301,700 | | | | | | | | |
| 117 | | 301,900 | | | | | | | | |
| 118 | | 302,100 | | | | | | | | |
| 119 | | 302,400 | | | | | | | | |
| 120 | | 302,700 | | | | | | | | |
| 121 | | 303,100 | | | | | | | | |
| 122 | | 303,300 | | | | | | | | |
| 123 | | 303,600 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 124 | | 303,900 | | | | | | | |
| 125 | | 304,200 | | | | | | | |

- 備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることになった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず189,700円とする。

ロ 一般職俸給表（二）

| 職務の 級 号 俸 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 136,200 | 187,400 | 208,500 | 254,100 | 281,000 |
| 2 | 137,100 | 188,700 | 209,700 | 255,300 | 282,900 |
| 3 | 138,100 | 190,100 | 211,100 | 256,300 | 284,500 |
| 4 | 139,000 | 191,300 | 212,300 | 257,400 | 286,200 |
| 5 | 140,000 | 192,300 | 213,600 | 258,300 | 287,900 |
| 6 | 141,000 | 193,800 | 215,000 | 259,300 | 289,400 |
| 7 | 142,000 | 195,200 | 216,400 | 260,400 | 290,600 |
| 8 | 143,000 | 196,500 | 217,800 | 261,300 | 291,800 |
| 9 | 143,800 | 197,900 | 219,100 | 262,200 | 293,300 |
| 10 | 144,800 | 198,900 | 220,700 | 262,900 | 295,100 |
| 11 | 145,800 | 200,200 | 222,300 | 263,800 | 296,800 |
| 12 | 146,900 | 201,200 | 223,700 | 264,700 | 298,600 |
| 13 | 147,700 | 202,400 | 224,900 | 265,700 | 300,000 |
| 14 | 148,700 | 203,500 | 226,400 | 266,700 | 301,700 |
| 15 | 149,800 | 204,600 | 227,900 | 267,600 | 303,300 |
| 16 | 150,800 | 205,700 | 229,200 | 268,500 | 304,800 |
| 17 | 151,900 | 206,600 | 230,000 | 269,400 | 306,300 |
| 18 | 153,300 | 207,700 | 230,700 | 270,500 | 307,900 |
| 19 | 154,500 | 208,700 | 231,600 | 271,500 | 309,500 |
| 20 | 155,700 | 209,700 | 232,600 | 272,300 | 311,200 |
| 21 | 156,800 | 210,600 | 233,200 | 273,200 | 312,200 |
| 22 | 158,000 | 211,700 | 234,700 | 274,100 | 313,600 |
| 23 | 159,200 | 212,800 | 236,000 | 275,100 | 315,000 |
| 24 | 160,400 | 213,700 | 237,000 | 275,900 | 316,500 |
| 25 | 161,500 | 214,600 | 238,300 | 276,500 | 317,600 |
| 26 | 163,000 | 215,500 | 239,500 | 277,300 | 319,100 |
| 27 | 164,500 | 216,200 | 240,800 | 278,200 | 320,500 |
| 28 | 166,000 | 217,100 | 242,000 | 279,100 | 321,900 |
| 29 | 167,400 | 217,900 | 242,800 | 280,000 | 323,500 |
| 30 | 168,800 | 219,100 | 244,000 | 281,100 | 324,700 |
| 31 | 170,300 | 220,100 | 245,200 | 282,100 | 326,000 |
| 32 | 171,800 | 220,900 | 246,300 | 283,100 | 327,200 |
| 33 | 173,100 | 221,500 | 247,400 | 283,800 | 328,300 |
| 34 | 174,800 | 222,500 | 248,400 | 284,700 | 329,200 |
| 35 | 176,500 | 223,600 | 249,500 | 285,600 | 330,300 |
| 36 | 178,200 | 224,700 | 250,500 | 286,700 | 331,400 |
| 37 | 179,900 | 225,200 | 251,600 | 287,300 | 332,500 |
| 38 | 181,300 | 226,300 | 252,500 | 288,200 | 333,600 |
| 39 | 183,000 | 227,400 | 253,500 | 289,100 | 334,600 |
| 40 | 184,500 | 228,400 | 254,500 | 290,000 | 335,600 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 185,800 | 229,200 | 255,500 | 290,600 | 336,600 |
| 42 | 187,200 | 230,200 | 256,700 | 291,600 | 337,600 |
| 43 | 188,500 | 231,200 | 257,600 | 292,600 | 338,600 |
| 44 | 189,900 | 232,100 | 258,900 | 293,500 | 339,600 |
| 45 | 191,400 | 233,000 | 259,600 | 294,200 | 340,500 |
| 46 | 192,700 | 233,900 | 260,600 | 295,100 | 341,500 |
| 47 | 194,100 | 234,700 | 261,700 | 296,000 | 342,500 |
| 48 | 195,500 | 235,400 | 262,600 | 296,900 | 343,500 |
| 49 | 196,800 | 236,300 | 263,700 | 297,600 | 344,400 |
| 50 | 197,900 | 237,300 | 264,700 | 298,200 | 345,300 |
| 51 | 199,000 | 238,300 | 265,800 | 298,900 | 346,200 |
| 52 | 200,200 | 239,300 | 266,500 | 299,700 | 347,000 |
| 53 | 201,300 | 240,300 | 267,200 | 300,300 | 347,800 |
| 54 | 202,400 | 241,300 | 268,000 | 301,100 | 348,600 |
| 55 | 203,300 | 242,000 | 269,000 | 301,800 | 349,400 |
| 56 | 204,400 | 242,700 | 270,000 | 302,500 | 350,100 |
| 57 | 205,500 | 243,500 | 270,800 | 303,200 | 350,800 |
| 58 | 206,400 | 244,400 | 271,800 | 303,900 | 351,600 |
| 59 | 207,400 | 245,300 | 272,900 | 304,700 | 352,400 |
| 60 | 208,400 | 246,000 | 273,900 | 305,400 | 353,100 |
| 61 | 209,500 | 246,800 | 274,900 | 306,000 | 353,800 |
| 62 | 210,400 | 247,600 | 276,000 | 306,700 | 354,500 |
| 63 | 211,300 | 248,500 | 276,800 | 307,400 | 355,200 |
| 64 | 212,200 | 249,200 | 277,900 | 308,100 | 355,900 |
| 65 | 212,800 | 250,000 | 278,700 | 308,600 | 356,500 |
| 66 | 213,600 | 250,600 | 279,500 | 309,100 | 357,000 |
| 67 | 214,300 | 251,300 | 280,300 | 309,700 | 357,500 |
| 68 | 215,000 | 251,800 | 281,100 | 310,300 | 358,000 |
| 69 | 215,400 | 252,500 | 281,700 | 310,900 | 358,400 |
| 70 | 215,800 | 253,100 | 282,500 | 311,300 | |
| 71 | 216,100 | 253,500 | 283,300 | 311,800 | |
| 72 | 216,400 | 253,900 | 284,000 | 312,300 | |
| 73 | 216,600 | 254,100 | 284,800 | 312,600 | |
| 74 | 217,000 | 254,500 | 285,500 | 313,100 | |
| 75 | 217,400 | 255,000 | 286,300 | 313,600 | |
| 76 | 218,000 | 255,500 | 287,100 | 314,000 | |
| 77 | 218,200 | 255,800 | 287,700 | 314,200 | |
| 78 | 218,700 | 256,200 | 288,200 | 314,500 | |
| 79 | 219,100 | 256,700 | 288,700 | 314,800 | |
| 80 | 219,500 | 257,200 | 289,100 | 315,100 | |
| 81 | 220,000 | 257,500 | 289,500 | 315,400 | |
| 82 | 220,300 | 257,800 | 289,900 | 315,700 | |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 83 | 220,600 | 258,100 | 290,400 | 316,000 |
| 84 | 221,000 | 258,400 | 290,900 | 316,300 |
| 85 | 221,500 | 258,600 | 291,300 | 316,500 |
| 86 | 221,900 | 258,800 | 291,900 | 316,900 |
| 87 | 222,300 | 259,100 | 292,500 | 317,200 |
| 88 | 223,000 | 259,400 | 293,100 | 317,400 |
| 89 | 223,400 | 259,600 | 293,400 | 317,600 |
| 90 | 223,900 | 259,800 | 293,900 | 317,900 |
| 91 | 224,400 | 260,200 | 294,400 | 318,200 |
| 92 | 224,800 | 260,400 | 294,800 | 318,500 |
| 93 | 225,100 | 260,700 | 295,200 | 318,700 |
| 94 | 225,500 | 261,100 | 295,700 | 319,000 |
| 95 | 225,900 | 261,400 | 296,200 | 319,300 |
| 96 | 226,200 | 261,700 | 296,700 | 319,500 |
| 97 | 226,500 | 261,900 | 297,000 | 319,700 |
| 98 | 226,900 | 262,200 | 297,400 | 320,000 |
| 99 | 227,300 | 262,400 | 297,900 | 320,300 |
| 100 | 227,700 | 262,700 | 298,400 | 320,500 |
| 101 | 228,100 | 263,000 | 298,800 | 320,700 |
| 102 | 228,500 | 263,200 | 299,200 | |
| 103 | 228,900 | 263,500 | 299,500 | |
| 104 | 229,300 | 263,800 | 299,800 | |
| 105 | 229,700 | 264,000 | 300,100 | |
| 106 | 230,200 | 264,200 | 300,500 | |
| 107 | 230,500 | 264,500 | 300,900 | |
| 108 | 230,900 | 264,700 | 301,300 | |
| 109 | 231,100 | 265,000 | 301,600 | |
| 110 | 231,500 | 265,300 | 302,000 | |
| 111 | 232,000 | 265,600 | 302,400 | |
| 112 | 232,400 | 265,800 | 302,700 | |
| 113 | 232,600 | 266,000 | 302,900 | |
| 114 | 233,100 | 266,300 | 303,200 | |
| 115 | 233,600 | 266,500 | 303,500 | |
| 116 | 234,100 | 266,700 | 303,700 | |
| 117 | 234,400 | 267,000 | 303,900 | |
| 118 | 234,800 | 267,300 | 304,200 | |
| 119 | 235,200 | 267,600 | 304,500 | |
| 120 | 235,600 | 267,900 | 304,700 | |
| 121 | 236,000 | 268,100 | 304,900 | |
| 122 | | 268,300 | 305,200 | |
| 123 | | 268,600 | 305,500 | |
| 124 | | 268,900 | 305,700 | |

| | | | | | |
|-----|--|---------|---------|--|--|
| 125 | | 269,100 | 305,900 | | |
| 126 | | 269,300 | 306,200 | | |
| 127 | | 269,600 | 306,500 | | |
| 128 | | 269,900 | 306,700 | | |
| 129 | | 270,100 | 306,900 | | |
| 130 | | 270,300 | 307,200 | | |
| 131 | | 270,600 | 307,500 | | |
| 132 | | 270,900 | 307,700 | | |
| 133 | | 271,100 | 307,900 | | |
| 134 | | 271,300 | | | |
| 135 | | 271,600 | | | |
| 136 | | 271,900 | | | |
| 137 | | 272,100 | | | |

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

イ 教育職俸給表（一）

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 177,900 | 220,100 | 281,000 | 327,600 | 406,000 |
| 2 | 180,000 | 222,400 | 284,000 | 330,500 | 408,300 |
| 3 | 182,000 | 224,600 | 286,800 | 333,500 | 410,700 |
| 4 | 184,000 | 226,800 | 289,600 | 336,500 | 413,200 |
| 5 | 185,800 | 228,900 | 292,200 | 339,700 | 415,300 |
| 6 | 188,200 | 231,000 | 294,600 | 342,100 | 417,800 |
| 7 | 190,600 | 233,200 | 296,800 | 344,700 | 420,000 |
| 8 | 193,000 | 235,300 | 299,100 | 347,100 | 422,500 |
| 9 | 195,600 | 237,600 | 301,600 | 349,800 | 424,200 |
| 10 | 198,100 | 240,000 | 304,000 | 352,500 | 426,700 |
| 11 | 200,800 | 242,400 | 306,400 | 355,200 | 429,000 |
| 12 | 203,400 | 244,800 | 308,900 | 358,200 | 431,300 |
| 13 | 205,700 | 246,900 | 311,200 | 361,000 | 432,700 |
| 14 | 207,600 | 249,300 | 313,200 | 362,900 | 434,900 |
| 15 | 209,400 | 251,700 | 315,200 | 365,100 | 437,100 |
| 16 | 211,400 | 254,100 | 316,900 | 367,600 | 439,400 |
| 17 | 213,400 | 256,100 | 319,100 | 369,600 | 441,500 |
| 18 | 215,100 | 259,200 | 320,900 | 371,800 | 443,900 |
| 19 | 216,900 | 262,300 | 322,900 | 373,900 | 446,200 |
| 20 | 218,600 | 265,400 | 324,600 | 375,800 | 448,600 |
| 21 | 220,500 | 268,300 | 326,300 | 377,600 | 450,700 |
| 22 | 222,400 | 271,300 | 328,700 | 379,400 | 453,000 |
| 23 | 224,300 | 274,200 | 330,900 | 380,900 | 455,400 |
| 24 | 226,200 | 277,100 | 333,300 | 382,100 | 457,700 |
| 25 | 228,000 | 279,700 | 335,300 | 383,500 | 459,700 |
| 26 | 230,100 | 282,300 | 337,300 | 385,300 | 461,900 |
| 27 | 232,200 | 284,800 | 339,400 | 387,100 | 464,000 |
| 28 | 234,300 | 287,400 | 341,800 | 389,000 | 466,200 |
| 29 | 236,100 | 290,000 | 344,000 | 390,900 | 468,300 |
| 30 | 238,300 | 292,300 | 346,100 | 392,600 | 470,600 |
| 31 | 240,600 | 294,500 | 348,000 | 394,300 | 472,800 |
| 32 | 242,900 | 296,800 | 349,800 | 396,000 | 474,900 |
| 33 | 245,100 | 299,000 | 351,700 | 397,600 | 476,800 |
| 34 | 246,900 | 301,200 | 353,600 | 399,400 | 478,900 |
| 35 | 248,600 | 303,700 | 355,300 | 400,900 | 481,200 |
| 36 | 250,300 | 305,900 | 356,800 | 402,700 | 483,400 |
| 37 | 251,800 | 308,400 | 358,400 | 403,800 | 485,500 |
| 38 | 253,300 | 309,700 | 360,400 | 405,400 | 487,500 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 254,800 | 311,400 | 362,500 | 406,900 | 489,400 |
| 40 | 256,400 | 312,800 | 364,400 | 408,400 | 491,300 |
| 41 | 258,100 | 314,500 | 366,300 | 409,300 | 493,300 |
| 42 | 259,700 | 315,000 | 368,200 | 410,900 | 495,200 |
| 43 | 261,100 | 315,500 | 370,000 | 412,400 | 496,900 |
| 44 | 262,600 | 316,000 | 371,800 | 414,000 | 498,800 |
| 45 | 263,500 | 316,800 | 373,600 | 415,300 | 500,700 |
| 46 | 265,000 | 317,800 | 375,400 | 416,900 | 502,500 |
| 47 | 266,500 | 318,600 | 376,900 | 418,300 | 504,300 |
| 48 | 267,800 | 319,600 | 378,700 | 419,900 | 506,200 |
| 49 | 269,300 | 320,400 | 380,200 | 421,300 | 507,900 |
| 50 | 269,800 | 321,300 | 381,800 | 422,600 | 509,600 |
| 51 | 270,400 | 322,100 | 383,400 | 423,900 | 511,400 |
| 52 | 271,100 | 322,900 | 385,100 | 425,200 | 513,300 |
| 53 | 271,700 | 324,000 | 386,200 | 425,900 | 514,900 |
| 54 | 272,300 | 324,800 | 387,700 | 426,900 | 516,500 |
| 55 | 272,800 | 325,500 | 389,100 | 427,800 | 518,200 |
| 56 | 273,300 | 326,300 | 390,700 | 428,700 | 519,800 |
| 57 | 273,800 | 326,800 | 392,000 | 429,600 | 521,400 |
| 58 | 274,900 | 327,500 | 393,400 | 430,500 | 522,700 |
| 59 | 275,800 | 328,400 | 394,700 | 431,400 | 524,000 |
| 60 | 276,800 | 329,200 | 396,200 | 432,300 | 525,200 |
| 61 | 277,800 | 330,200 | 397,500 | 433,200 | 526,400 |
| 62 | 278,700 | 331,200 | 398,900 | 434,100 | 527,400 |
| 63 | 279,500 | 332,300 | 400,400 | 435,100 | 528,400 |
| 64 | 280,300 | 333,400 | 401,900 | 436,200 | 529,400 |
| 65 | 281,200 | 334,100 | 402,900 | 437,100 | 530,000 |
| 66 | 281,900 | 335,200 | 404,000 | 438,100 | 530,900 |
| 67 | 282,900 | 335,900 | 405,000 | 439,100 | 531,800 |
| 68 | 283,800 | 337,000 | 406,100 | 440,000 | 532,700 |
| 69 | 284,400 | 337,600 | 407,100 | 441,000 | 533,600 |
| 70 | 285,200 | 338,700 | 408,000 | 442,000 | 534,400 |
| 71 | 286,000 | 339,600 | 408,800 | 442,900 | 535,100 |
| 72 | 286,900 | 340,700 | 409,600 | 443,900 | 535,600 |
| 73 | 287,800 | 341,000 | 410,400 | 444,900 | 536,300 |
| 74 | 288,900 | 342,000 | 411,300 | 445,800 | 536,800 |
| 75 | 289,900 | 343,000 | 412,100 | 446,700 | 537,600 |
| 76 | 291,000 | 344,000 | 412,900 | 447,700 | 538,200 |
| 77 | 291,500 | 345,000 | 413,600 | 448,500 | 538,700 |
| 78 | 292,500 | 346,000 | 414,100 | 449,000 | 539,300 |
| 79 | 293,400 | 346,900 | 414,500 | 449,700 | 539,900 |
| 80 | 294,300 | 347,800 | 414,900 | 450,300 | 540,500 |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 81 | 295,200 | 348,800 | 415,200 | 451,100 | 541,100 |
| 82 | 296,100 | 349,800 | 415,600 | 451,800 | |
| 83 | 297,000 | 350,800 | 415,900 | 452,100 | |
| 84 | 297,800 | 351,800 | 416,300 | 452,700 | |
| 85 | 298,100 | 352,400 | 416,600 | 453,100 | |
| 86 | 298,900 | 353,000 | 417,000 | 453,500 | |
| 87 | 299,700 | 353,600 | 417,400 | 453,900 | |
| 88 | 300,600 | 354,200 | 417,800 | 454,200 | |
| 89 | 301,500 | 354,800 | 418,100 | 454,500 | |
| 90 | 302,100 | 355,200 | 418,500 | 454,800 | |
| 91 | 302,800 | 355,600 | 418,900 | 455,300 | |
| 92 | 303,400 | 356,100 | 419,200 | 455,600 | |
| 93 | 304,000 | 356,600 | 419,500 | 455,900 | |
| 94 | 304,700 | 357,000 | 419,900 | 456,200 | |
| 95 | 305,400 | 357,500 | 420,200 | 456,500 | |
| 96 | 306,100 | 358,000 | 420,500 | 456,800 | |
| 97 | 306,300 | 358,600 | 420,800 | 457,100 | |
| 98 | 306,800 | 359,100 | 421,200 | 457,600 | |
| 99 | 307,300 | 359,500 | 421,500 | 457,900 | |
| 100 | 307,800 | 360,000 | 421,800 | 458,200 | |
| 101 | 308,100 | 360,400 | 422,100 | 458,500 | |
| 102 | 308,500 | 360,900 | 422,500 | | |
| 103 | 308,800 | 361,200 | 422,800 | | |
| 104 | 309,400 | 361,700 | 423,100 | | |
| 105 | 309,800 | 362,200 | 423,400 | | |
| 106 | 310,200 | 362,600 | 423,800 | | |
| 107 | 310,500 | 363,100 | 424,100 | | |
| 108 | 310,900 | 363,600 | 424,400 | | |
| 109 | 311,100 | 364,000 | 424,700 | | |
| 110 | 311,500 | 364,500 | 425,000 | | |
| 111 | 311,900 | 365,000 | 425,300 | | |
| 112 | 312,300 | 365,400 | 425,600 | | |
| 113 | 312,600 | 365,800 | 425,900 | | |
| 114 | 313,000 | 366,200 | 426,200 | | |
| 115 | 313,300 | 366,700 | 426,500 | | |
| 116 | 313,600 | 367,100 | 426,800 | | |
| 117 | 313,900 | 367,500 | 427,000 | | |
| 118 | 314,300 | 367,900 | | | |
| 119 | 314,700 | 368,400 | | | |
| 120 | 315,100 | 368,800 | | | |
| 121 | 315,300 | 369,100 | | | |
| 122 | 315,500 | 369,500 | | | |
| 123 | 315,800 | 370,000 | | | |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|--|--|--|
| 124 | 316,100 | 370,300 | | | |
| 125 | 316,400 | 370,700 | | | |
| 126 | 316,600 | 371,200 | | | |
| 127 | 316,900 | 371,700 | | | |
| 128 | 317,300 | 372,100 | | | |
| 129 | 317,600 | 372,500 | | | |
| 130 | 317,900 | 373,000 | | | |
| 131 | 318,300 | 373,500 | | | |
| 132 | 318,500 | 374,000 | | | |
| 133 | 318,700 | 374,500 | | | |
| 134 | 319,000 | 375,000 | | | |
| 135 | 319,300 | 375,500 | | | |
| 136 | 319,500 | 376,000 | | | |
| 137 | 319,800 | 376,500 | | | |
| 138 | 320,000 | 377,000 | | | |
| 139 | 320,300 | 377,500 | | | |
| 140 | 320,600 | 378,000 | | | |
| 141 | 320,900 | 378,500 | | | |
| 142 | 321,300 | | | | |
| 143 | 321,700 | | | | |
| 144 | 322,100 | | | | |
| 145 | 322,300 | | | | |
| 146 | 322,700 | | | | |
| 147 | 323,000 | | | | |
| 148 | 323,400 | | | | |
| 149 | 323,600 | | | | |
| 150 | 324,000 | | | | |
| 151 | 324,300 | | | | |
| 152 | 324,700 | | | | |
| 153 | 324,900 | | | | |
| 154 | 325,300 | | | | |
| 155 | 325,700 | | | | |
| 156 | 326,100 | | | | |
| 157 | 326,300 | | | | |

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 号俸 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 164,400 | 207,400 | 332,300 | 416,600 |
| 2 | 165,900 | 209,100 | 334,500 | 418,600 |
| 3 | 167,400 | 210,700 | 336,600 | 420,600 |
| 4 | 168,900 | 212,400 | 338,600 | 422,400 |
| 5 | 170,500 | 214,200 | 340,700 | 423,900 |
| 6 | 172,400 | 215,900 | 342,500 | 425,600 |
| 7 | 174,200 | 217,700 | 344,300 | 427,500 |
| 8 | 176,000 | 219,400 | 345,900 | 429,400 |
| 9 | 177,700 | 221,000 | 347,600 | 430,900 |
| 10 | 179,800 | 222,900 | 349,700 | 432,800 |
| 11 | 181,800 | 224,800 | 351,800 | 434,700 |
| 12 | 183,700 | 226,700 | 353,900 | 436,500 |
| 13 | 185,600 | 228,200 | 355,900 | 438,200 |
| 14 | 187,800 | 230,200 | 358,000 | 440,000 |
| 15 | 190,000 | 232,200 | 360,100 | 441,700 |
| 16 | 192,200 | 234,200 | 362,200 | 443,500 |
| 17 | 194,200 | 235,900 | 363,800 | 445,300 |
| 18 | 196,500 | 238,700 | 365,700 | 447,200 |
| 19 | 199,000 | 241,500 | 367,500 | 449,100 |
| 20 | 201,300 | 244,300 | 369,500 | 451,000 |
| 21 | 203,600 | 246,700 | 370,800 | 452,600 |
| 22 | 205,200 | 249,500 | 372,700 | 454,300 |
| 23 | 206,900 | 252,100 | 374,500 | 456,200 |
| 24 | 208,600 | 254,800 | 376,400 | 457,900 |
| 25 | 210,100 | 257,100 | 377,800 | 459,600 |
| 26 | 211,600 | 259,500 | 379,600 | 461,200 |
| 27 | 213,300 | 262,000 | 381,400 | 462,800 |
| 28 | 214,900 | 264,200 | 383,300 | 464,300 |
| 29 | 216,500 | 266,600 | 385,100 | 465,700 |
| 30 | 218,200 | 268,900 | 387,000 | 467,000 |
| 31 | 219,900 | 271,100 | 388,900 | 468,300 |
| 32 | 221,600 | 273,200 | 390,900 | 469,600 |
| 33 | 223,000 | 275,200 | 392,800 | 470,700 |
| 34 | 224,800 | 277,500 | 394,400 | 471,400 |
| 35 | 226,600 | 279,700 | 395,900 | 472,100 |
| 36 | 228,300 | 281,700 | 397,600 | 472,800 |
| 37 | 229,800 | 283,900 | 399,000 | 473,400 |
| 38 | 231,600 | 285,600 | 400,500 | |
| 39 | 233,400 | 287,500 | 401,900 | |
| 40 | 235,200 | 289,300 | 403,200 | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 41 | 236,800 | 290,800 | 404,600 |
| 42 | 238,500 | 292,900 | 406,000 |
| 43 | 240,100 | 294,900 | 407,400 |
| 44 | 241,700 | 297,100 | 408,900 |
| 45 | 242,900 | 299,100 | 410,300 |
| 46 | 244,200 | 301,500 | 411,800 |
| 47 | 245,500 | 303,700 | 413,300 |
| 48 | 246,600 | 306,300 | 414,900 |
| 49 | 248,000 | 308,600 | 416,400 |
| 50 | 249,400 | 311,000 | 418,100 |
| 51 | 250,600 | 313,300 | 419,800 |
| 52 | 252,000 | 315,500 | 421,400 |
| 53 | 253,100 | 317,500 | 422,800 |
| 54 | 254,300 | 319,300 | 424,400 |
| 55 | 255,600 | 320,900 | 426,000 |
| 56 | 256,600 | 322,500 | 427,600 |
| 57 | 257,800 | 324,300 | 429,200 |
| 58 | 258,500 | 326,400 | 430,700 |
| 59 | 259,600 | 328,500 | 431,900 |
| 60 | 260,600 | 330,500 | 433,100 |
| 61 | 261,800 | 332,500 | 434,200 |
| 62 | 262,700 | 334,600 | 435,600 |
| 63 | 263,800 | 336,800 | 437,100 |
| 64 | 264,600 | 339,000 | 438,400 |
| 65 | 265,900 | 340,700 | 439,400 |
| 66 | 267,300 | 342,900 | 440,700 |
| 67 | 268,700 | 344,900 | 441,900 |
| 68 | 270,300 | 347,100 | 443,100 |
| 69 | 271,600 | 348,900 | 444,100 |
| 70 | 272,800 | 350,800 | 445,300 |
| 71 | 274,000 | 352,800 | 446,500 |
| 72 | 275,200 | 354,800 | 447,700 |
| 73 | 276,400 | 356,500 | 448,900 |
| 74 | 277,600 | 358,400 | 449,400 |
| 75 | 278,900 | 360,200 | 449,800 |
| 76 | 279,900 | 362,100 | 450,200 |
| 77 | 280,800 | 363,900 | 450,900 |
| 78 | 281,900 | 365,600 | |
| 79 | 283,000 | 367,300 | |
| 80 | 284,100 | 368,900 | |
| 81 | 285,000 | 370,300 | |
| 82 | 286,300 | 371,900 | |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 83 | 287,600 | 373,500 |
| 84 | 288,900 | 375,000 |
| 85 | 289,600 | 376,100 |
| 86 | 290,800 | 377,500 |
| 87 | 291,800 | 378,900 |
| 88 | 293,000 | 380,200 |
| 89 | 294,000 | 381,400 |
| 90 | 295,100 | 382,700 |
| 91 | 296,300 | 383,900 |
| 92 | 297,500 | 385,200 |
| 93 | 298,100 | 386,200 |
| 94 | 299,000 | 387,500 |
| 95 | 300,000 | 388,900 |
| 96 | 301,100 | 390,200 |
| 97 | 302,300 | 391,500 |
| 98 | 303,400 | 392,500 |
| 99 | 304,400 | 393,600 |
| 100 | 305,500 | 394,600 |
| 101 | 306,400 | 395,300 |
| 102 | 307,500 | 396,300 |
| 103 | 308,600 | 397,400 |
| 104 | 309,600 | 398,500 |
| 105 | 310,200 | 399,500 |
| 106 | 311,000 | 400,300 |
| 107 | 311,800 | 401,100 |
| 108 | 312,500 | 401,900 |
| 109 | 313,500 | 402,700 |
| 110 | 313,700 | 403,600 |
| 111 | 314,200 | 404,400 |
| 112 | 314,800 | 405,200 |
| 113 | 315,400 | 406,100 |
| 114 | 315,900 | 406,800 |
| 115 | 316,500 | 407,500 |
| 116 | 317,100 | 408,200 |
| 117 | 317,500 | 408,600 |
| 118 | 318,000 | 409,200 |
| 119 | 318,400 | 409,700 |
| 120 | 318,900 | 410,200 |
| 121 | 319,200 | 410,500 |
| 122 | 319,800 | 410,800 |
| 123 | 320,400 | 411,100 |
| 124 | 321,000 | 411,300 |

| | | | | |
|-----|---------|---------|--|--|
| 125 | 321,400 | 411,500 | | |
| 126 | 321,700 | 411,800 | | |
| 127 | 322,000 | 412,100 | | |
| 128 | 322,200 | 412,300 | | |
| 129 | 322,400 | 412,500 | | |
| 130 | 322,700 | 412,800 | | |
| 131 | 323,000 | 413,100 | | |
| 132 | 323,300 | 413,300 | | |
| 133 | 323,500 | 413,500 | | |
| 134 | 323,700 | 413,800 | | |
| 135 | 323,900 | 414,100 | | |
| 136 | 324,300 | 414,300 | | |
| 137 | 324,500 | 414,500 | | |
| 138 | 324,700 | 414,800 | | |
| 139 | 325,000 | 415,100 | | |
| 140 | 325,300 | 415,300 | | |
| 141 | 325,500 | 415,500 | | |
| 142 | 325,700 | 415,800 | | |
| 143 | 326,000 | 416,100 | | |
| 144 | 326,200 | 416,300 | | |
| 145 | 326,500 | 416,500 | | |
| 146 | 326,700 | | | |
| 147 | 326,900 | | | |
| 148 | 327,100 | | | |
| 149 | 327,500 | | | |
| 150 | 327,700 | | | |
| 151 | 327,900 | | | |
| 152 | 328,200 | | | |
| 153 | 328,500 | | | |

備考 1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及
する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務が
副校長の職務にあるものの俸給月額は、この表
れ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

| 職務の 級 号 俸 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 | 俸給月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 169,900 | 197,000 | 243,600 | 265,700 | 288,400 | 330,100 | 374,100 |
| 2 | 171,300 | 198,900 | 245,400 | 266,600 | 290,000 | 332,200 | 376,700 |
| 3 | 172,800 | 200,900 | 247,200 | 267,500 | 291,600 | 334,200 | 379,400 |
| 4 | 174,200 | 202,800 | 249,000 | 268,400 | 293,400 | 336,400 | 382,000 |
| 5 | 175,600 | 204,900 | 250,400 | 268,900 | 295,000 | 338,400 | 384,200 |
| 6 | 177,100 | 206,900 | 251,700 | 269,900 | 296,800 | 340,500 | 386,600 |
| 7 | 178,600 | 209,100 | 252,800 | 270,600 | 298,500 | 342,600 | 388,900 |
| 8 | 180,100 | 211,200 | 254,100 | 271,500 | 300,200 | 344,700 | 391,200 |
| 9 | 181,300 | 213,200 | 254,900 | 272,600 | 301,900 | 346,200 | 393,200 |
| 10 | 183,000 | 214,600 | 255,800 | 273,200 | 303,500 | 348,200 | 395,300 |
| 11 | 184,600 | 216,000 | 256,700 | 274,200 | 304,800 | 350,100 | 397,500 |
| 12 | 186,100 | 217,200 | 257,500 | 275,200 | 306,100 | 352,100 | 399,800 |
| 13 | 187,500 | 218,600 | 258,600 | 276,200 | 307,600 | 354,000 | 401,700 |
| 14 | 189,500 | 220,000 | 259,600 | 277,200 | 309,200 | 356,100 | 403,700 |
| 15 | 191,500 | 221,500 | 260,400 | 278,200 | 311,000 | 358,200 | 405,900 |
| 16 | 193,500 | 222,700 | 261,300 | 279,300 | 312,800 | 360,200 | 408,100 |
| 17 | 195,500 | 224,100 | 261,800 | 280,600 | 314,500 | 362,200 | 410,100 |
| 18 | 197,500 | 225,600 | 262,700 | 281,800 | 316,100 | 364,200 | 412,300 |
| 19 | 199,500 | 227,100 | 263,500 | 282,800 | 317,800 | 366,300 | 414,500 |
| 20 | 201,500 | 228,600 | 264,300 | 284,000 | 319,500 | 368,400 | 416,600 |
| 21 | 203,500 | 229,700 | 265,200 | 285,500 | 320,900 | 370,100 | 418,500 |
| 22 | 205,400 | 231,400 | 265,900 | 287,100 | 322,400 | 372,200 | 420,400 |
| 23 | 207,500 | 233,100 | 266,800 | 288,400 | 323,900 | 374,300 | 422,200 |
| 24 | 209,600 | 234,700 | 267,600 | 289,700 | 325,400 | 376,300 | 424,100 |
| 25 | 211,200 | 236,000 | 268,600 | 290,800 | 326,800 | 378,300 | 425,800 |
| 26 | 212,500 | 237,700 | 269,400 | 292,400 | 328,200 | 379,900 | 427,400 |
| 27 | 213,700 | 239,400 | 270,300 | 294,100 | 329,700 | 381,800 | 429,100 |
| 28 | 215,000 | 241,100 | 271,300 | 295,600 | 331,300 | 383,700 | 430,700 |
| 29 | 216,200 | 242,700 | 272,500 | 296,600 | 332,400 | 385,500 | 432,000 |
| 30 | 217,300 | 244,100 | 273,700 | 298,000 | 333,900 | 387,200 | 433,300 |
| 31 | 218,600 | 245,400 | 275,200 | 299,400 | 335,300 | 389,100 | 434,900 |
| 32 | 219,700 | 246,500 | 276,500 | 300,900 | 336,800 | 390,900 | 436,400 |
| 33 | 221,000 | 247,500 | 278,000 | 302,300 | 338,400 | 392,600 | 438,100 |
| 34 | 222,300 | 248,600 | 279,400 | 303,800 | 339,900 | 394,300 | 439,700 |
| 35 | 223,600 | 249,500 | 280,600 | 305,400 | 341,500 | 396,100 | 441,100 |
| 36 | 224,900 | 250,500 | 281,800 | 307,000 | 343,000 | 397,800 | 442,500 |
| 37 | 226,000 | 251,200 | 283,300 | 308,300 | 344,700 | 399,400 | 443,600 |
| 38 | 227,400 | 252,200 | 284,500 | 309,700 | 346,300 | 401,100 | 444,900 |
| 39 | 228,700 | 253,100 | 285,900 | 311,100 | 347,800 | 402,900 | 446,200 |
| 40 | 230,100 | 254,100 | 287,100 | 312,700 | 349,400 | 404,700 | 447,600 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 231,000 | 254,500 | 288,100 | 314,200 | 350,600 | 406,200 | 448,600 |
| 42 | 232,400 | 255,400 | 289,400 | 315,600 | 352,100 | 407,700 | 449,300 |
| 43 | 233,700 | 256,200 | 290,700 | 317,000 | 353,600 | 409,200 | 450,100 |
| 44 | 235,100 | 256,900 | 292,100 | 318,500 | 355,000 | 410,500 | 450,700 |
| 45 | 236,300 | 257,700 | 293,400 | 319,300 | 356,600 | 411,600 | 451,600 |
| 46 | 237,700 | 258,400 | 294,800 | 320,700 | 357,600 | 412,700 | 452,300 |
| 47 | 239,000 | 259,300 | 296,300 | 322,100 | 359,100 | 413,800 | 453,100 |
| 48 | 240,300 | 260,100 | 297,800 | 323,600 | 360,400 | 415,000 | 453,900 |
| 49 | 241,200 | 260,900 | 298,900 | 324,700 | 361,800 | 416,300 | 454,600 |
| 50 | 242,300 | 261,800 | 300,200 | 326,100 | 363,200 | 417,400 | 455,300 |
| 51 | 243,300 | 262,700 | 301,400 | 327,400 | 364,500 | 418,600 | 456,000 |
| 52 | 244,300 | 263,700 | 302,800 | 328,700 | 365,900 | 419,700 | 456,800 |
| 53 | 245,000 | 264,800 | 304,200 | 330,100 | 367,400 | 420,900 | 457,600 |
| 54 | 246,000 | 266,000 | 305,500 | 331,500 | 368,600 | 421,900 | 458,400 |
| 55 | 246,900 | 267,300 | 306,900 | 332,900 | 369,700 | 423,000 | 459,100 |
| 56 | 247,800 | 268,600 | 308,300 | 334,200 | 370,900 | 424,100 | 459,800 |
| 57 | 248,500 | 270,000 | 309,100 | 335,100 | 372,000 | 425,200 | 460,600 |
| 58 | 249,500 | 271,500 | 310,300 | 336,400 | 372,900 | 425,700 | |
| 59 | 250,100 | 272,900 | 311,500 | 337,600 | 373,900 | 426,300 | |
| 60 | 250,900 | 274,300 | 312,900 | 338,900 | 374,900 | 426,700 | |
| 61 | 251,700 | 275,600 | 314,000 | 340,000 | 375,500 | 427,300 | |
| 62 | 252,500 | 276,900 | 315,300 | 340,900 | 376,300 | 427,800 | |
| 63 | 253,300 | 278,300 | 316,600 | 342,100 | 377,100 | 428,200 | |
| 64 | 254,100 | 279,400 | 317,800 | 343,400 | 377,900 | 428,700 | |
| 65 | 254,800 | 280,500 | 319,100 | 344,500 | 378,600 | 429,300 | |
| 66 | 255,500 | 281,800 | 320,400 | 345,700 | 379,300 | 429,700 | |
| 67 | 256,300 | 283,100 | 321,700 | 346,900 | 380,100 | 430,000 | |
| 68 | 257,000 | 284,400 | 323,000 | 348,000 | 380,800 | 430,300 | |
| 69 | 257,800 | 285,500 | 323,700 | 349,000 | 381,400 | 430,700 | |
| 70 | 258,600 | 287,000 | 324,800 | 350,000 | 382,000 | | |
| 71 | 259,500 | 288,500 | 325,900 | 351,100 | 382,700 | | |
| 72 | 260,500 | 289,900 | 326,800 | 352,200 | 383,300 | | |
| 73 | 261,800 | 290,900 | 328,100 | 353,000 | 384,000 | | |
| 74 | 263,100 | 292,300 | 328,800 | 354,100 | 384,500 | | |
| 75 | 264,200 | 293,500 | 329,900 | 355,200 | 385,100 | | |
| 76 | 265,300 | 294,800 | 331,100 | 356,300 | 385,600 | | |
| 77 | 266,200 | 296,200 | 332,200 | 357,000 | 386,000 | | |
| 78 | 267,200 | 297,500 | 333,400 | 357,800 | 386,600 | | |
| 79 | 268,400 | 298,700 | 334,500 | 358,600 | 387,100 | | |
| 80 | 269,400 | 300,000 | 335,700 | 359,300 | 387,400 | | |
| 81 | 270,300 | 300,500 | 336,800 | 359,900 | 387,700 | | |
| 82 | 271,200 | 301,700 | 337,900 | 360,400 | 388,200 | | |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 83 | 272,200 | 302,800 | 338,900 | 361,000 | 388,600 |
| 84 | 273,100 | 304,000 | 340,000 | 361,500 | 388,900 |
| 85 | 273,900 | 305,100 | 340,900 | 362,100 | 389,200 |
| 86 | 274,700 | 306,300 | 341,900 | 362,600 | 389,700 |
| 87 | 275,600 | 307,500 | 342,800 | 363,200 | 390,200 |
| 88 | 276,500 | 308,600 | 343,800 | 363,700 | 390,600 |
| 89 | 277,300 | 309,900 | 344,800 | 364,100 | 390,900 |
| 90 | 278,200 | 311,100 | 345,600 | 364,500 | 391,300 |
| 91 | 279,000 | 312,300 | 346,400 | 365,100 | 391,800 |
| 92 | 280,000 | 313,500 | 347,200 | 365,600 | 392,200 |
| 93 | 280,900 | 314,300 | 347,800 | 365,900 | 392,600 |
| 94 | 281,900 | 315,000 | 348,400 | 366,400 | |
| 95 | 282,800 | 315,700 | 349,100 | 366,800 | |
| 96 | 283,800 | 316,300 | 349,700 | 367,100 | |
| 97 | 284,400 | 317,000 | 350,100 | 367,700 | |
| 98 | 285,200 | 317,300 | 350,500 | 368,200 | |
| 99 | 285,800 | 317,900 | 351,000 | 368,700 | |
| 100 | 286,700 | 318,600 | 351,400 | 369,200 | |
| 101 | 287,500 | 319,000 | 351,900 | 369,800 | |
| 102 | 288,300 | 319,600 | 352,300 | 370,300 | |
| 103 | 289,100 | 320,200 | 352,800 | 370,800 | |
| 104 | 289,900 | 320,800 | 353,200 | 371,200 | |
| 105 | 290,600 | 321,200 | 353,500 | 371,800 | |
| 106 | 291,100 | 321,700 | 354,000 | 372,300 | |
| 107 | 291,600 | 322,200 | 354,400 | 372,800 | |
| 108 | 292,100 | 322,700 | 354,700 | 373,300 | |
| 109 | 292,300 | 323,100 | 355,200 | 373,900 | |
| 110 | 292,600 | 323,500 | 355,700 | 374,300 | |
| 111 | 292,800 | 323,800 | 356,200 | 374,800 | |
| 112 | 293,200 | 324,100 | 356,700 | 375,300 | |
| 113 | 293,500 | 324,500 | 357,200 | 375,900 | |
| 114 | 293,700 | 324,900 | 357,700 | | |
| 115 | 294,100 | 325,300 | 358,200 | | |
| 116 | 294,400 | 325,600 | 358,600 | | |
| 117 | 294,700 | 325,800 | 359,000 | | |
| 118 | 295,000 | 326,100 | 359,400 | | |
| 119 | 295,300 | 326,500 | 359,900 | | |
| 120 | 295,700 | 326,700 | 360,400 | | |
| 121 | 296,000 | 326,900 | 360,800 | | |
| 122 | 296,400 | 327,200 | 361,300 | | |
| 123 | 296,700 | 327,500 | 361,800 | | |
| 124 | 297,100 | 327,800 | 362,300 | | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|--|--|--|
| 125 | 297,300 | 328,000 | 362,600 | | | |
| 126 | 297,500 | 328,300 | | | | |
| 127 | 297,800 | 328,700 | | | | |
| 128 | 298,200 | 328,900 | | | | |
| 129 | 298,400 | 329,100 | | | | |
| 130 | 298,700 | 329,300 | | | | |
| 131 | 299,100 | 329,700 | | | | |
| 132 | 299,500 | 329,900 | | | | |
| 133 | 299,700 | 330,200 | | | | |
| 134 | 300,000 | 330,600 | | | | |
| 135 | 300,400 | 331,000 | | | | |
| 136 | 300,700 | 331,400 | | | | |
| 137 | 300,900 | 331,700 | | | | |
| 138 | 301,200 | 332,100 | | | | |
| 139 | 301,600 | 332,500 | | | | |
| 140 | 301,900 | 332,900 | | | | |
| 141 | 302,100 | 333,200 | | | | |
| 142 | 302,500 | 333,600 | | | | |
| 143 | 302,900 | 333,900 | | | | |
| 144 | 303,200 | 334,300 | | | | |
| 145 | 303,400 | 334,600 | | | | |
| 146 | 303,600 | 335,000 | | | | |
| 147 | 303,900 | 335,400 | | | | |
| 148 | 304,300 | 335,800 | | | | |
| 149 | 304,500 | 336,100 | | | | |
| 150 | 304,700 | 336,500 | | | | |
| 151 | 305,000 | 336,900 | | | | |
| 152 | 305,300 | 337,300 | | | | |
| 153 | 305,700 | 337,600 | | | | |
| 154 | 305,900 | | | | | |
| 155 | 306,100 | | | | | |
| 156 | 306,400 | | | | | |
| 157 | 306,700 | | | | | |
| 158 | 307,000 | | | | | |
| 159 | 307,300 | | | | | |
| 160 | 307,600 | | | | | |
| 161 | 308,000 | | | | | |
| 162 | 308,300 | | | | | |
| 163 | 308,600 | | | | | |
| 164 | 308,900 | | | | | |
| 165 | 309,300 | | | | | |
| 166 | 309,600 | | | | | |
| 167 | 309,900 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|--|--|--|--|--|--|
| 168 | 310,200 | | | | | | |
| 169 | 310,600 | | | | | | |

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

| 号俸 | 俸給月額 |
|----|-----------|
| | 円 |
| 1 | 706,000 |
| 2 | 761,000 |
| 3 | 818,000 |
| 4 | 895,000 |
| 5 | 965,000 |
| 6 | 1,035,000 |
| 7 | 1,107,000 |
| 8 | 1,175,000 |

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第6（第38条関係）

| 職務の級 号俸 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|------------|-------|--------|--------|--------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 5,000 | 6,300 | 12,800 | 17,100 |
| 2 | 5,000 | 6,300 | 12,800 | 17,100 |
| 3 | 5,000 | 6,300 | 12,800 | 17,100 |
| 4 | 5,000 | 6,300 | 12,800 | 17,100 |
| 5 | 5,200 | 6,600 | 13,200 | 17,500 |
| 6 | 5,200 | 6,600 | 13,200 | 17,500 |
| 7 | 5,200 | 6,600 | 13,200 | 17,500 |
| 8 | 5,200 | 6,600 | 13,200 | 17,500 |
| 9 | 5,400 | 7,000 | 13,600 | 17,900 |
| 10 | 5,400 | 7,000 | 13,600 | 17,900 |
| 11 | 5,400 | 7,000 | 13,600 | 17,900 |
| 12 | 5,400 | 7,000 | 13,600 | 17,900 |
| 13 | 5,600 | 7,300 | 14,000 | 18,300 |
| 14 | 5,600 | 7,300 | 14,000 | 18,300 |
| 15 | 5,600 | 7,300 | 14,000 | 18,300 |
| 16 | 5,600 | 7,300 | 14,000 | 18,300 |
| 17 | 5,900 | 7,600 | 14,400 | 18,700 |
| 18 | 5,900 | 7,600 | 14,400 | 18,700 |
| 19 | 5,900 | 7,600 | 14,400 | 18,700 |
| 20 | 5,900 | 7,600 | 14,400 | 18,700 |
| 21 | 6,200 | 7,900 | 14,800 | 19,000 |
| 22 | 6,200 | 7,900 | 14,800 | 19,000 |
| 23 | 6,200 | 7,900 | 14,800 | 19,000 |
| 24 | 6,200 | 7,900 | 14,800 | 19,000 |
| 25 | 6,500 | 8,300 | 15,100 | 19,400 |
| 26 | 6,500 | 8,300 | 15,100 | 19,400 |
| 27 | 6,500 | 8,300 | 15,100 | 19,400 |
| 28 | 6,500 | 8,300 | 15,100 | 19,400 |
| 29 | 6,800 | 8,900 | 15,500 | 19,600 |
| 30 | 6,800 | 8,900 | 15,500 | 19,600 |
| 31 | 6,800 | 8,900 | 15,500 | 19,600 |
| 32 | 6,800 | 8,900 | 15,500 | 19,600 |
| 33 | 7,100 | 9,300 | 15,900 | 19,900 |
| 34 | 7,100 | 9,300 | 15,900 | 19,900 |
| 35 | 7,100 | 9,300 | 15,900 | 19,900 |
| 36 | 7,100 | 9,300 | 15,900 | 19,900 |
| 37 | 7,400 | 9,700 | 16,300 | 20,200 |
| 38 | 7,400 | 9,700 | 16,300 | |
| 39 | 7,400 | 9,700 | 16,300 | |
| 40 | 7,400 | 9,700 | 16,300 | |
| 41 | 7,700 | 10,500 | 16,700 | |
| 42 | 7,700 | 10,500 | 16,700 | |
| 43 | 7,700 | 10,500 | 16,700 | |
| 44 | 7,700 | 10,500 | 16,700 | |
| 45 | 8,000 | 10,900 | 17,100 | |
| 46 | 8,000 | 10,900 | 17,100 | |
| 47 | 8,000 | 10,900 | 17,100 | |
| 48 | 8,000 | 10,900 | 17,100 | |

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 49 | 8,300 | 11,300 | 17,400 |
| 50 | 8,300 | 11,300 | 17,400 |
| 51 | 8,300 | 11,300 | 17,400 |
| 52 | 8,300 | 11,300 | 17,400 |
| 53 | 8,600 | 12,100 | 17,700 |
| 54 | 8,600 | 12,100 | 17,700 |
| 55 | 8,600 | 12,100 | 17,700 |
| 56 | 8,600 | 12,100 | 17,700 |
| 57 | 8,800 | 12,500 | 18,000 |
| 58 | 8,800 | 12,500 | 18,000 |
| 59 | 8,800 | 12,500 | 18,000 |
| 60 | 8,800 | 12,500 | 18,000 |
| 61 | 9,100 | 12,900 | 18,300 |
| 62 | 9,100 | 12,900 | 18,300 |
| 63 | 9,100 | 12,900 | 18,300 |
| 64 | 9,100 | 12,900 | 18,300 |
| 65 | 9,400 | 13,300 | 18,500 |
| 66 | 9,400 | 13,300 | 18,500 |
| 67 | 9,400 | 13,300 | 18,500 |
| 68 | 9,400 | 13,300 | 18,500 |
| 69 | 9,700 | 13,700 | 18,700 |
| 70 | 9,700 | 13,700 | 18,700 |
| 71 | 9,700 | 13,700 | 18,700 |
| 72 | 9,700 | 13,700 | 18,700 |
| 73 | 9,900 | 14,000 | 18,900 |
| 74 | 9,900 | 14,000 | 18,900 |
| 75 | 9,900 | 14,000 | 18,900 |
| 76 | 9,900 | 14,000 | 18,900 |
| 77 | 10,200 | 14,400 | 19,100 |
| 78 | 10,200 | 14,400 | |
| 79 | 10,200 | 14,400 | |
| 80 | 10,200 | 14,400 | |
| 81 | 10,400 | 14,700 | |
| 82 | 10,400 | 14,700 | |
| 83 | 10,400 | 14,700 | |
| 84 | 10,400 | 14,700 | |
| 85 | 10,600 | 15,000 | |
| 86 | 10,600 | 15,000 | |
| 87 | 10,600 | 15,000 | |
| 88 | 10,600 | 15,000 | |
| 89 | 10,800 | 15,400 | |
| 90 | 10,800 | 15,400 | |
| 91 | 10,800 | 15,400 | |
| 92 | 10,800 | 15,400 | |
| 93 | 11,000 | 15,700 | |
| 94 | 11,000 | 15,700 | |
| 95 | 11,000 | 15,700 | |
| 96 | 11,000 | 15,700 | |
| 97 | 11,200 | 16,000 | |
| 98 | 11,200 | 16,000 | |
| 99 | 11,200 | 16,000 | |
| 100 | 11,200 | 16,000 | |
| 101 | 11,400 | 16,300 | |

| | | | | |
|-----|--------|--------|--|--|
| 102 | 11,400 | 16,300 | | |
| 103 | 11,400 | 16,300 | | |
| 104 | 11,400 | 16,300 | | |
| 105 | 11,500 | 16,500 | | |
| 106 | 11,500 | 16,500 | | |
| 107 | 11,500 | 16,500 | | |
| 108 | 11,500 | 16,500 | | |
| 109 | 11,600 | 16,800 | | |
| 110 | 11,600 | 16,800 | | |
| 111 | 11,600 | 16,800 | | |
| 112 | 11,600 | 16,800 | | |
| 113 | 11,700 | 17,000 | | |
| 114 | 11,700 | 17,000 | | |
| 115 | 11,700 | 17,000 | | |
| 116 | 11,700 | 17,000 | | |
| 117 | 11,900 | 17,200 | | |
| 118 | 11,900 | 17,200 | | |
| 119 | 11,900 | 17,200 | | |
| 120 | 11,900 | 17,200 | | |
| 121 | 12,000 | 17,400 | | |
| 122 | 12,000 | 17,400 | | |
| 123 | 12,000 | 17,400 | | |
| 124 | 12,000 | 17,400 | | |
| 125 | 12,100 | 17,600 | | |
| 126 | 12,100 | 17,600 | | |
| 127 | 12,100 | 17,600 | | |
| 128 | 12,100 | 17,600 | | |
| 129 | 12,300 | 17,600 | | |
| 130 | 12,300 | 17,600 | | |
| 131 | 12,300 | 17,600 | | |
| 132 | 12,300 | 17,600 | | |
| 133 | 12,400 | 17,600 | | |
| 134 | 12,400 | 17,600 | | |
| 135 | 12,400 | 17,600 | | |
| 136 | 12,400 | 17,600 | | |
| 137 | 12,500 | 17,600 | | |
| 138 | 12,500 | | | |
| 139 | 12,500 | | | |
| 140 | 12,500 | | | |
| 141 | 12,600 | | | |
| 142 | 12,600 | | | |
| 143 | 12,600 | | | |
| 144 | 12,600 | | | |
| 145 | 12,800 | | | |
| 146 | 12,800 | | | |
| 147 | 12,800 | | | |
| 148 | 12,800 | | | |
| 149 | 12,900 | | | |
| 150 | 12,900 | | | |
| 151 | 12,900 | | | |
| 152 | 12,900 | | | |
| 153 | 13,000 | | | |

別表第7（第17条関係）

| 昇給区分 | | A | B | C | D | E |
|----------|-------|-----|---|---|---|---|
| 平成28年1月～ | 特定職員 | 8以上 | 6 | 3 | 2 | 0 |
| | 一般職員 | 8以上 | 6 | 4 | 2 | 0 |
| | 55歳以上 | 2以上 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 平成27年1月 | 特定職員 | 7以上 | 5 | 2 | 1 | 0 |
| | 一般職員 | 7以上 | 5 | 3 | 1 | 0 |
| | 55歳以上 | 1以上 | 0 | 0 | 0 | 0 |

備考1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものを特定職員とする。

2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第7の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。